第2期 河内長野市 子ども・子育て支援事業計画

<令和2年度~令和6年度>





令和2年3月 河内長野市

計画の策定にあたって





計画策定の趣旨

河内長野市では、平成 27 年3月に「河内長野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもが尊重され、子育ち・子育てに夢が持てるまち・河内長野市」を基本理念に掲げ、4つの基本目標と 16 の施策の方向により、子育て支援施策を推進してきました。

今後も、すべての家庭が安心して子育てできるよう、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、子どもの育ちと子育てを、行政をはじめ地域社会が一体となって支援していくことが求められています。

さらに、子どもが健やかに育つために、子・親・地域のみんながつながり、あらゆる取り組みを通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていくことが大切になります。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子どもおよび子育て中の保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの過程を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境の整備を推進していきます。

今回、第1期計画の進捗状況や実績評価等を踏まえたうえで、本市の子育て支援 事業が、より有益で実行性のあるものにするために、「第2期河内長野市子ども・子 育て支援事業計画」を策定します。



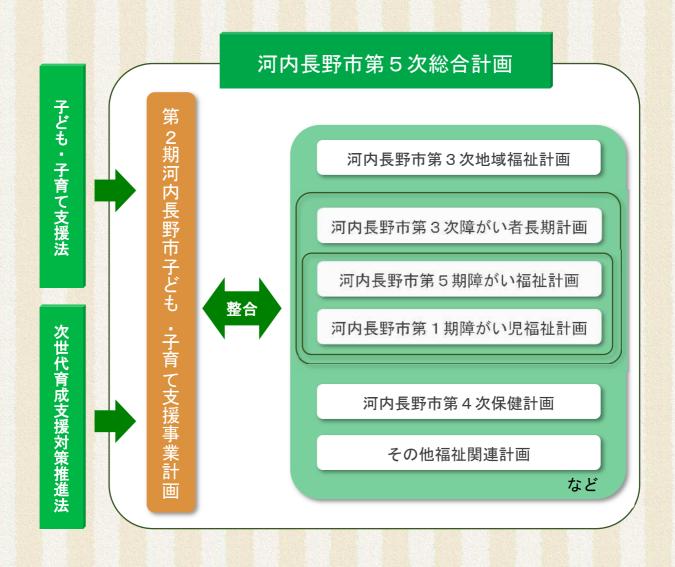


計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うために策定します。

また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「河内長野市次世代育成支援対策行動計画」を含んだ計画とし、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策に関する大綱」を勘案し、子どもの貧困対策についても定めます。

さらに、この計画の策定にあたっては、「河内長野市第5次総合計画」を上位計画の柱とし、この計画に直接関連する「河内長野市第3次地域福祉計画」をはじめとした、他の計画などとの整合を図り、障がい児支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項を定めた「河内長野市第1期障がい児福祉計画」との調和を保ちます。



計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は5年を1期とした事業計画を定めるものとしており、この計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

また、計画内容と実態に大きく乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを検討します。

平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和
27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
(2015 年度)	(2016 年度)	(2017 年度)	(2018 年度)	(2019 年度)	(2020 年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)	(2024 年度)
第一	1 期子ども	・子育でえ	支援事業計	· i i i i	第2	期子ども・	・子育て支	援事業計區	

計画の策定体制と経過

子育て支援に関するアンケート調査の実施

この計画を策定するに際して、子育て中の保護者の方の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、O~5歳の就学前児童の保護者の方、小学1~4年生の保護者の方を対象として、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

調査の対象	平成31年1月1日時点、本市在住の就学前児童の保護者2,000人、小学1~4年生の児童の保護者1,000人を住民基本台帳より無作為抽出	
調査の期間	平成 31 年 1 月 15 日から平成 31 年 1 月 31 日	
調査の方法	郵送による配布・回収	
有効回答数	就学前児童調査 930 通(有効回答率 46.5%)小学校児童調査 518 通(有効回答率 51.8%)	

「子ども・子育て会議」の設置



この計画に子育て当事者などの意見を反映するとともに、河内長野市における子ども・子育て支援施策を子どもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民の方、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事されている方などで構成する「河内長野市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

パブリックコメントの実施



この計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。



子どもと家庭を取り巻く環境の状況

人口の推移

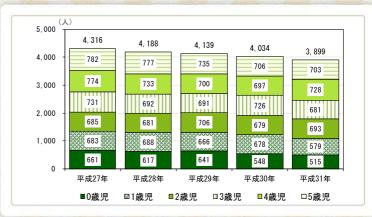
年齢3区分別の構成比をみると、年少人口は平成27年では全体に対し11.0%でしたが、令和元年には10.3%に減少しています。それに対し高齢者人口は平成27年では総人口の30.6%でしたが、令和元年には34.3%となり、少子高齢化の進行が続いています。



資料:住民基本台帳(各年9月30日現在)

年齢別児童数の推移

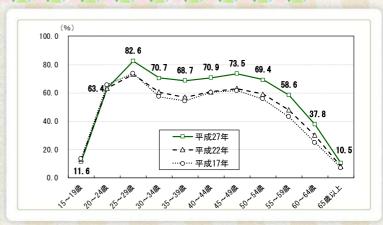
就学前児童数の推移をみると、平成 31年では3,899人で、平成27年か 5の4年間で417人減少しています。



資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

女性の年齢別の労働力率

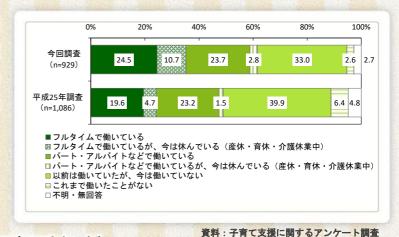
女性の年齢別の労働力(就業者と完全 失業者を合わせたもの)率は、出産・育 児期に落ち込み、再び増加するM字カー ブを描いています。しかし、近年、30歳 から40歳の労働力率が上昇したことに より、M字カーブの落ち込みは緩やかに なっています。



資料: 国勢調査

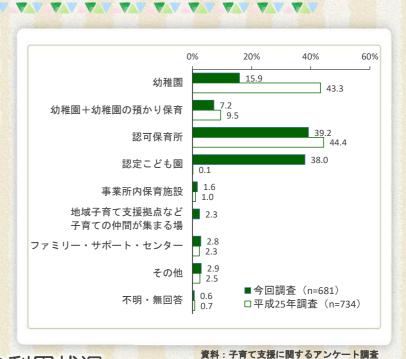
母親の就労状況

子育て支援に関するアンケート調査によると、母親の就労状況について、就学前児童では、フルタイムで働いている人が、平成25年調査より増加しています。



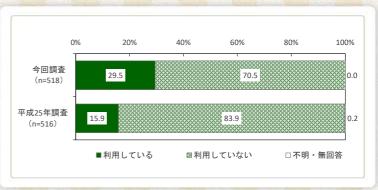
平日利用している幼稚園・保育所など

平日に、子どもを預かる施設やサービスを定期的に利用している人の、定期的に利用している施設やサービスについては、「認可保育所」が39.2%で最も高く、次いで「認定こども園」が38.0%、「幼稚園」が15.9%と続いています。



放課後児童会(学童保育)の利用状況

放課後児童会(学童保育)の利用状況については、利用している人が29.5%で、平成25年調査よりも増加しています。



資料:子育て支援に関するアンケート調査

計画の基本的な考え方

基本理念



子どもが尊重され。子育ち·子育てに 夢が持てるまち。河内長野市

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。子どもを一人の人間として尊重し擁護すること、また、「児童の権利に関する条約(通称:子どもの権利条約)」(平成6年条約第2号)に定めるように、常に子どもの最善の利益を考慮した上で、取り組みを行うことが、大人の責務といえます。

愛情をもった対話と理解によって子どもの健やかな成長を育んでいくためにも、 親も親として成長していくことが大切です。

また、保護者が子どもの養育および発達について第一義的な責任を有し、子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、次代を担う子どもの健全育成を図るためには、地域・社会・行政が相互に連携・役割分担しながら、子どもを安心して生み育てることができるまちづくりを進めなければなりません。

河内長野市では、平成 22 年3月に「教育立市宣言」を行い、「子育てのまち河内 長野」の実現に向け、子育て支援の施策に取り組んでいます。子育ち・子育てに一 人ひとりが夢を持ち続けることができる"まち"をめざし、第1期計画の基本理念 である『子どもが尊重され、子育ち・子育てに夢が持てるまち・河内長野市』を引 き続き継承し、本市の子育て支援の施策を推進します。

基本的な視点

「河内長野市子ども・子育て支援事業計画」において、「『子育ち』できる環境づくり」「『親育ち』が促進される地域の体制づくり」「人と人とのつながりのある地域づくり」の3つを基本的な視点として目標を定めて取り組みを推進してきました。

この計画においても、これを踏まえながら、子どもの貧困対策を新たに加え、社会的な問題となっている児童虐待の防止の強化を図りながら、子育て支援施策の取組みを進めていきます。



「子育ち」できる環境づくり

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の 愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を 遂げていくことが必要です。

また、保護者が自己肯定感(自分のよさを肯定的に認める感情)を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することが可能となります。そのために、親としての自覚と責任を高めつつ、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取り組みを進めます。



「親育ち」が促進される地域の体制づくり

子ども・子育て支援は、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげる ことを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える ことで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

そのために、親としての自覚と責任を高め、地域における多様な人材や資源を活用し、行政と地域が一体となって様々な子育て支援の取り組みを推進し、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。



人と人のつながりのある地域づくり

「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域には保育所、幼稚園や認定こども園など、子育ての知識や技術、人材、施設などの福祉・教育資源を有しており、そうした資源を有効に活用しつつ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

施策の展開

基本目標1 子どもの生きる力の育成

子どもの人権を守る教育を推進し、虐待やいじめの防止に取り組みます。また、 家庭、学校・保育所・幼稚園・認定こども園、地域などが連携し、教育・保育の環 境づくりを推進します。

AAAAAAAAAAAAAAA

施策の方向

- 1 子どもの権利擁護の推進
- 2 子どもの生きる力の育成に向けた教育の推進
- 3 子どもの居場所づくりの推進
- 4 配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

基本目標2 子どもの健やかな成長支援

すべての子どもとその家庭が安心して妊娠、出産、育児ができるよう、切れ目のない細やかな支援の拡充を図り、相談や交流の場を提供するなど、地域全体で子どもと子育て家庭を支える仕組みづくりのための取り組みを推進します。また、小児医療の充実に努め、食育を推進し、正しい食習慣の普及啓発を図ります。

施策の方向

- 1 子どもや母親の健康づくりの充実
- 2 思春期保健対策の充実
- 3 小児医療の充実
- 4 食育の推進
- 5 次代の親の育成

基本目標3 家庭における子育ち・親育ちへの支援

子育て中の親の孤立を防ぎ、子育ての不安や負担感を解消し、切れ目のない継続的な支援を実施します。また、子育てにかかる経済的負担を軽減し、経済的に困窮している家庭に対する支援の充実を図ります。

施策の方向

- 1 家庭における子育ち・子育て力の充実
- 2 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 3 子育てへの経済的負担の軽減
- 4 子どもの貧困対策の推進

基本目標4 地域の子育で環境づくり

子育てと仕事が両立でき、安心して子どもを産み育てられる環境を整えます。また、就労支援を進め、様々な相談内容に対応できるよう、体制の整備と充実を図ります。さらに、気軽に集まって相談や交流ができる機会や場を設け、地域全体での見守り体制の充実を図り、公園や道路の適切な維持管理を行い、交通事故をなくす運動の取り組みや防犯意識の向上と犯罪状況に応じた防止策を講じることで、子どもたちが安心して安全に過ごせる居場所づくりを強化します。

施策の方向

- 1 地域の子育で力の充実
- 2 子育てと仕事の両立支援
- 3 子育てを支援する生活環境の充実
- 4 子どもの安全・安心な環境づくりの推進

教育・保育事業などの量の見込みと確保方策

認定の区分

保育所や幼稚園、認定こども園などの施設の利用については、認定を受ける必要があり、以下の3つの認定区分があります。

認定区分	対象者	利用時間	選択施設
1号	満3歳以上の子ども (2号認定除く)	教育標準時間(4 時間)	幼稚園・認定こども園
2号	満3歳以上で「保育の必要な事由」 に該当する子ども	保育短時間(8 時間)	保育所・認定こども園
3号	満3歳未満で「保育の必要な事由」 に該当する子ども	保育短時間(8時間)	保育所・認定こども園・ 小規模保育等

教育・保育事業の量の見込みと確保方策

平成31年4月1日時点で、待機児童が出ており、主に0~2歳児であることから、既存の保育所および認定こども園の定員増を進めることで、待機児童の解消をめざします。

	令和2年度			
	1号	2号	3号	
	(2号教育希望	3歳以上	1・2歳	0歳
	が強いを含む	保育が必要	保育が必要	保育が必要
量の見込み	1, 115 人	997 人	626 人	179 人
提供量(確保方策)	1, 300 人	969 人	581 人	154 人

	令和6年度			
	1号	2号	3	号
	(2号教育希望	3歳以上	1・2歳	O歳
	が強いを含む	保育が必要	保育が必要	保育が必要
量の見込み	812 人	867 人	562 人	158 人
提供量(確保方策)	1, 300 人	969 人	600 人	160 人

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

時間外保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもが、保育所や認定こども園など(2・ 3号)で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する

今後の方向性

市内の保育所において延長保育を実施し、高まる保育ニーズ に既存の保育施設で対応していきます。

年度	
252人	
252人	
	252人 252人



放課後児童健全育成事業(放課後児童会)

事業概要

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授 業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成 を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休みなど の長期休暇中にも実施します。

今後の方向性

入会希望児童数の状況等を見ながら、放課後児童会の整備を 実施していきます。

	令和2年度
量の見込み	1,059人
確保方策	1,059人

令和6年度 984人 984人

子育て短期支援事業

事業概要

今後の方向性

保護者の病気や仕事などにより、家庭において養育を受ける な

休岐日の内がに仕事るとにより、 外庭に切り と良日と文ける	
ことが一時的に困難になった児童または母子について、必要	
な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業があります。	
現状どおり、児童養護施設や母子生活支援施設の4ヶ所(市	
外)に委託し、対応していきます。	

	令和2年度
量の見込み	2人日
確保方策	2人日

令和6年度 2人日 2人日

地域子育て支援拠点事業

事業概要

今後の方向性

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育 てについての相談、情報の提供など援助を行う事業です。 市内5ヶ所での実施を継続し、子ども・子育て総合センター あいっくでは、その中核として事業を実施していきます。

	令和2年度
量の見込み	57, 541人回
確保方策	5か所

令和6年度 56,397人回 5か所

・時預かり事業(幼稚園Ⅰ型)

事業概要

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要 請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

今後の方向性

現状どおり、1号認定の枠組みのなかで実施、対応していき ます。

	令和2年度
量の見込み	20,432人日
実施箇所数	10か所
確保方策	20,432人日

令和6年度 19,760人日 10か所 19,760人日

-時預かり事業(幼稚園Ⅰ型を除く)

事業概要

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保 育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、 保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

今後の方向性

現状どおり、各保育所やファミリー・サポート・センターで 実施、対応していきます。

	令和2年度
量の見込み	5,302人日
確保方策	5,302人日

令和6年度 4,929人日 4,929人日

病児保育事業

事業概要

今後の方向性

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労などの理由で、保 護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。 受入対応施設の拡充について、事業提供者の協力を求めてい きます。

	令和2年度
量の見込み	150人日
確保方策	150人日

令和6年度 180人日 180人日

ファミリー・サポート・センター(就学児童のみ)

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有 償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員は 事業概要 おおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。 現状どおり、ファミリー・サポート・センターで対応してい 今後の方向性 きます。

	令和2年度
量の見込み	495人日
確保方策	495人日



利用者支援事業

事業概要	子どもと保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子 育て支援事業等の情報提供や必要に応じ相談・助言などを行べ い、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。
今後の方向性	基本型を子ども・子育て総合センターあいっくにおいて、母子保健型を保健センターにおいて、事業を展開していきます。

	令和2年度
量の見込み	2か所
確保方策	2か所



妊婦健康診查

-b- 484 Jun -uc-	妊婦および胎児の健康増進、母子ともに安全・安心な出産を
事業概要	目的として健康診査を行う事業です。
ム然の十六世	現状どおり、妊娠届出を行った全世帯に対し、妊婦健康診査
今後の方向性	費用の助成を行っていきます。

令和2年度
509人
6, 395回
509人
6, 395回

	令和6年度	
	454人	
	5, 583回	
/	454人	
	5, 583回	

乳児家庭全戸訪問事業

The state of the s	
事業概要	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児と 保護者の心身の状況などの把握を行い、子育てに関する情報 提供を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提 供に結びつける事業です。
今後の方向性	子ども・子育て総合センターあいっくにおいては、来館時に
	声掛けなどの見守り支援を今後も継続していきます。

	令和2年度		令和6
量の見込み	509人		
確保方策	509人	7	

令和6年度	
454人	
454人	

養育支援訪問事業

	支援が必要でありながら何らかの理由により子育てに係るサ
	一ビスが利用できない家庭や出産前で特に支援が必要と認め
事業概要	られる妊婦に対し、養育支援を行なう育児支援ヘルパーの派
	遣を行います。
人纵の十六世	シルバー人材センターに委託したヘルパー派遣による養育支
今後の方向性	援を実施していきます。

	令和2年度
量の見込み	4人
確保方策	4人

令和6年度
4人
4人

子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

今後の方向性

児童虐待の早期発見・早期対応を図るために、ネットワーク関係機関構成員の専門性の向上や連携 強化を図る取り組みを、府と連携しながら進めます。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

今後の方向性

子ども・子育て支援法に基づき、新制度未移行幼稚園に通う、低所得で生計維持が困難である者等 の子どもの副食費の一部を補助していきます。

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

今後の方向性

今後においても、新たな民間事業者の参入は考えておらず、既存の認可施設での充実を図っていき

計画の進行管理



施策の実施状況の点検



計画の適切な進行管理を進めるために、第1期計画と同様に、「河内長野市子ども・子育て会議」の意見を聴きながら、「教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」における、各年度のニーズ量と確保方策について、年度ごとの実施状況や進捗状況の管理および評価をし、この結果を公表するとともに、利用者の動向等を踏まえながら、翌年度の事業展開に生かしていくものとします。

国・府等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や大阪府、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策として、児童虐待防止・障がい児施策・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、大阪府や関係機関と連携し、推進していきます。

また、労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携として、大阪府や関係機関を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

計画の公表

この計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域社会 全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政だけでなく、市民全員のそれぞれの 立場における取り組みを示すものです。

そのため、市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、取り組みを実践 していけるよう、ホームページ等を活用し、この計画の内容を公表し、市民への周知徹 底を図ります。

第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画 <概要版>

編集・発行:河内長野市 福祉部 子ども子育て課 〒586-8501 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号 TEL 0721-53-1111(代表) https://www.city.kawachinagano.lg.jp/